

特定事業所集中減算 留意事項について

- いずれかのサービスの値が80%を超えた場合は、**正当な理由の有無にかかわらず、**
安曇野市介護保険課に必要書類を1部提出。
(80%を超えない場合は、事業所で2年間保存)

【提出期日】

前期判定分：9月15日

後期判定分：3月15日

※土日祝日等はその前営業日

記載例を確認の上、
作成してください。

提出書類一覧

※青字をクリックすると、リンク先にページ移動します。

●正当な理由2(1)

〔 通常の実施地域においてサービスごとにみた場合に
5事業所未満 〕

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-1）【別ファイル】
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）【別ファイル】
- ・[特定事業所集中減算届出書（様式1）](#)【別シート】
- ・居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域における当該サービスの事業者一覧がわかるもの（任意様式）

●正当な理由2(2)

〔 特別地域居宅介護支援加算を受けている 〕

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-1）【別ファイル】
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）【別ファイル】
- ・[特定事業所集中減算届出書（様式1）](#)【別シート】

●正当な理由2(3)

〔 平均の居宅サービス計画件数が20件以下 〕

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-1）【別ファイル】
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）【別ファイル】
- ・[特定事業所集中減算届出書（様式1）](#)【別シート】

●正当な理由2(4)

〔 サービスごとでみたときに、平均の居宅サービス計画が
10件以下 〕

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-1）【別ファイル】
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）【別ファイル】
- ・[特定事業所集中減算届出書（様式1）](#)【別シート】

●正当な理由2(5)ア

〔利用者から理由書の提出を受け、地域ケア会議で意見・助言を受けている〕

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-1）【別ファイル】
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）【別ファイル】
- ・[特定事業所集中減算届出書（様式1）【別シート】](#)
- ・[正当な理由に関する説明書（様式2）【別シート】](#)
- ・利用者から提出された理由書（任意様式）（コピー可）

※前回と同様の理由で認められる場合は、前回提出した理由書の口コピーを提出

- ・地域ケア会議等における意見・助言内容

（利用者から理由書の提出を受けている場合（2(5)ア関係））

（様式3）【別ファイル】（原本）

※前回と同様の理由で認められる場合は、前回提出した様式3の口コピーを提出

●正当な理由2(5)イ

〔第三者評価を過去3年度以内に受け、通知の基準を満たしたもの〕

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-1）【別ファイル】
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）【別ファイル】
- ・[特定事業所集中減算届出書（様式1）【別シート】](#)
- ・[正当な理由に関する説明書（様式2）【別シート】](#)
- ・当該事業所の第三者評価結果報告書の写し（直近のもの）

●正当な理由2(6)

〔地域ケア会議で地域課題を検討する中で、特定の法人に集中することについてやむを得ないと認められている場合〕

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-1）【別ファイル】
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）【別ファイル】
- ・[特定事業所集中減算届出書（様式1）【別シート】](#)
- ・[正当な理由に関する説明書（様式2）【別シート】](#)
- ・地域ケア会議等における意見・助言内容

（集中することがやむを得ないと認められた場合（2(6)関係））

（様式4）【別ファイル】（原本）

※前回と同様の理由で認められる場合は、前回提出した様式4の口コピーを提出（判定期間開始日前1年以内に実施した地域ケア会議に限る）